

鳥取県告示第5号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町山志谷字下モ田口302・303（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

水源のかん養

（3）解除の理由

砂防設備用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町山志谷字下モ田310の1（次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

1の（2）に同じ

（3）解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）